

## 高知県福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針（案）の意見公募手続きに寄せられた意見とそれに対する考え方

意見公募期間：平成 29 年 10 月 25 日(水)から 11 月 24 日(金)まで

閲覧場所：高知県ホームページ、県民室、各福祉保健所(須崎を除く)、須崎農業振興センター

提出意見数：4 件

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	サービスを利用する側が、調理や片づけを一緒にする事を想定しなくていいか。	参加者の方が共同で調理等を行う場合について規定するため、別紙 1 包括的事項(7)に、「参加者が従事者と共同で調理等を行う場合、衛生責任者は、参加者に対し、体調の確認、正しい手洗いの方法及び衛生的な食品等の取扱いについて説明したうえで実施すること。」を追記しました。
2	別紙 4 (1) イの仕入れについて、「当日に必要な量だけを仕入れる」とあるが、第三者から提供される食材も予想される。そのことはどう考えるか。	食中毒菌や腐敗細菌は時間と温度等により増殖します。そのため、仕入後速やかに利用していただきたいと考え、当日仕入れて当日利用するよう規定していました。しかし、早朝では当日仕入が困難であること、ボランティア団体やフードバンク等から事前の食材提供があることも想定されるため、仕入時には責任者が表示等をよく確認したうえで、食材を適正に保管、使用するのであれば問題ないと考え、別紙 4 (1) イは削除しました。
3	別紙 4 (3) アについて、どのような方法があるか。設備が必要か。すべての調理器具や食器類の殺菌・消毒が必要か。洗剤でしっかり洗えば良いのでは。	具体的な方法としては、除菌効果のある食器用洗剤での洗浄、煮沸や薬剤（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等）による方法があります。なお、食品に直接接触する調理器具及び食器類については、1 回限りの使用のものを除き、すべて殺菌・消毒（除菌）をしたものを使用していただきたいと考えております。そのため、別紙 4 (3) アについて、「調理器具及び食器類は殺菌・消毒（除菌）したものを使用すること。」に修正しました。
4	とても柔軟な内容になっており、小規模な「子ども食堂」の活動をするのに「しぼり」がきつくなくと助かるものです。営利目的でない「地域内」での善意の食の提供に対する「思いやり」のある指針（案）であると感じられ、担当者の努力が感じられます。	ご意見ありがとうございます。